

# 橋本事務所新聞

第36号

発行所  
橋本法務会計事務所



## 今月のトピックス

### 『自殺対策法成立』

国や自治体に対する自殺対策実施の責務などを明記した自殺対策基本法案が十五日、衆院で採決され、全会一致で可決、成立しました。

年間自殺者が1998年から八年連続で三万人を超えている異常事態であることから、国を挙げた総合的な自殺対策の推進が目的で成立されました。

自殺対策基本法では、自殺は個人の問題だけではなく、背景にさまざまな要因があり「社会的な取り組みとして実施されなければならぬ」と指摘されています。自治体や事業主には、国などと連携し地域や職場で対

策を進めるよう求めています。

対策の柱として自殺対策基本法は、

- ①自殺防止の調査研究分析
- ②自殺問題の普及、啓発や人材の育成
- ③医療体制の整備
- ④自殺未遂者や自殺者の遺族、民間団体への支援等を挙げています。

さらに政府に対し、自殺対策大綱の作成を求め、毎年国会に年次報告を提出するよう義務付け、総合対策を実施するため、官房長官を会長とし、関係閣僚でつくる自殺総合対策会議の設置を求めています。

警察庁によると、2004年

の日本の自殺者は、3万2325人。交通事故死者に比べて四倍以上。人口十万人当たりの自殺死亡率(2000年、厚労省データ)は日本が24.1人で、米国の約二倍、英国の約三倍に

達しており、先進国では突出しています。

今回の法律の成立によって、日本が、生きやすい国(国民みんなが、夢や希望を持って生き生きと暮らせる国)に少しでも近づくことを期待したいと思います。



## 知ってお得! 法律雑学

『受け取った手形が不渡りになったら?』

Q、先日、取引先のAから、B振り出し、A裏書の約束手形を代金の支払いにもりました。期日に銀行で取り立てたところ資金不足で帰ってきました。この後誰に請求することができますでしょうか。

期日より三年間ならいつでも、手形金と、支払ってくれるまでの期間について年6%の利息を請求することができます。

次に、裏書人であるAに請求すること(遡及)もできます。Aに対する遡及は、期日後一年で時効にかかりますので注意が必要です。遡及するには、拒絶證書の作成が必要となりますが、実際、銀行発行の手形には「拒絶證書不要」と印刷されていますので必要ありません。

この請求は、AとB同時にしてもよいし、Aだけにしてもかまいません。また、Aの他にも裏書人がいる場合、裏書人全員にしてもよいし、資力のありそうな人を見つけてすることもできます。

これらの人が支払ってくれない時は「手形訴訟」を提起すればよいでしょう。この訴訟だと通常の裁判より簡単に迅速な手続きが進められ、判決が早くもらえます。

A、資金不足で支払いが拒絶されたことを不渡りといえます。不渡りになると、もはや銀行はその手形の支払いや取立はしてくれませんが、あなたが直接AとBに手形金を請求することができます。

先ず、振出人であるBには、

# 経営コーナー

## □今月の一冊□

最近出版された書籍の中から、私が読んでみて、こればと思う一冊を紹介しています。

今月はこの一冊をご紹介します。

三倍「仕事脳」がアップする

## 『ダブル手帳術』

齊之平伸一著 東洋経済新聞社

「手帳を制する者は、仕事を制する。」二十九歳の時、父の経営する菓子メーカーの経営に携わるが、利益を出せない状況が続く。その苦境の突破口となったのが「能力開発」と「手帳」であった。実際に「会社手帳」を導入して会社を成長させてき



た著者が、能力開発ツールとしての「ダブル手帳」のノウハウを公開する。

□人の大脳は右脳と左脳に別れているが、スケジュール管理を行う一般的な手帳は、論理的、分析的な「左脳の」側面が強い。右脳を鍛えるにはもう一冊、非論理的で主観的な「アイデア帳」、「右脳手帳」が必要である。

□右脳手帳を活用する上で大切なのは、日常からのメモの習慣である。あらゆる情報をポストイットにメモし、視覚的に組み合わせることによって、思いもつかない新しい発想が可能になる。

□右脳手帳を使うことによって、自分の強み、つまり自分に「できること」を強化していくことができる。

□右脳手帳は「戦略を立てるた

めの手帳」でもある。ここに長期的な目標・指針を書き込めば、些細な問題に煩わされない。

□左脳手帳（スケジュール帳）の目的は、「仕事のムダを、いかにして発見し改善していくか」である。もしスケジュールに空白があれば、ムダな時間だと考えて、改善策を考える。

□人の脳には、九十分周期の生体リズムがある。仕事も、この九十分単位で行うようにすると、集中力が持続できる。それでもやる気の出ない時は、単純作業を行う。そうすれば、「やる気の脳」が刺激されてモチベーションが高まる。

□脳は好ましい刺激が送られてくると、感動を覚える。しかし感動は、その刺激が「予想もしなかったもの」でなければ生まれない。従って『感動力』を鍛えるには、「予定外」の出来事が待っている「新しいこと」にチャレンジする必要がある。

本書をただの読み物とせず、実行へ移すための「きっかけ」とすることが大事でしょう。「なるほど」と思える点があれば、実践してみましよう。



## 今月の一言

先日、仕事仲間の結婚式に出席する機会がありました。

一組だけの少人数貸切の結婚式場で、フランス人神父さんの話や、聖歌が新鮮でした。

結婚式では、この頃は年齢からか、新郎新婦はもろろんですが、ご両親のほうへも目が行くことが多くなりました。

会場の窓から見える、神戸の夜景が素晴らしいとの評判の式場なのですが、当日はあいにくの天気で、少しかすんでいました。花嫁さんは、本人曰く「雨女」らしいのですが、ジュンブライドですので、きっと幸せになることでしょう。

## 行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335  
兵庫県小野市片山町1332-1  
小野工業高校近く  
TEL 0794-62-2377  
FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士  
一級ファイナンシャル・プランニング技能士  
CFP 認定者  
ISO9000・ISO14000審査員補  
HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査  
産業廃棄物許可・相続遺言  
各種法人設立 経理記帳  
HACCP ISO コンサルティング  
個人情報保護法 認証指導他